

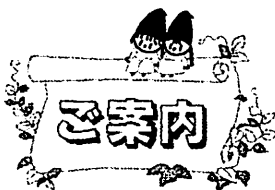
利用者のニーズが施設を変える

SSKU あした NO 28

療護施設自治会全国ネットワーク

目次

補装具に関するQ&A	1
障害福祉施設実習にも新しい風	5
「北摂に療護施設をつくる会」の紹介	13
読売新聞記事	
都監督の障害者施設「オンブズマン導入」	15
コンビニのデリバリ・サービス	16
速報//第5回療護施設と人権シンポ&全国交流集会	
第5回療護施設と人権シンポ報告	17
お待たせ「人権ガイドラインを展望する第3集」	19
第5回療護施設と人権シンポ集会アピール	22



◆ 9月9-10日、大阪で開催された「療護施設と人権シンポ」では、北海道から鹿児島まで320人もが参加して、活発な討議が繰り広げられました。

◆ その際の資料として使われた「人権ガイドラインを展望する」と「資料集」は、各地の施設が取り組んでいる生のデータが満載された貴重な資料です。それをお譲りします。詳しくは本号19頁をご覧ください。また、シンポの最後に満場一致で採択された「集会アピール」も本号22頁に収録いたしました。◆参加された皆様はじめ、カンパしていただいた皆様、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

(事務局)

☆ 補装具に関するQ&A ☆

神奈川リハビリテーション病院 相談指導科 生方 克之

【質問】

車イスを作るときの申請方法や制度の概要を教えてください。また介護保険との関係や、最近の制度の状況も教えてください。

【答え】

1. 補装具と日常生活用具の違い

補装具や日常生活用具の支給制度には、身体障害者福祉法や労災法その他複数の制度があり、制度間の優先順位などもあるため、制度の利用者にとってはかなり判りにくいものになっています。今回は、身体障害者福祉法の補装具制度を中心にご案内します。身体障害者福祉法では、身体の機能を補う下肢装具や車イスを「補装具」と呼び、日常生活の便宜を図るための用品を「日常生活用具」と呼んでいます。いずれも、交付の要否決定は、市町村が行います。ただし、補装具については、身体機能を補うという目的があり、専門的な判断が必要となるため、更生相談所という専門機関の判定を基に市町村が交付の決定を行っております。

2. 身体障害者福祉法による補装具 の受給までの流れ

身体障害者福祉法による補装具を受給するためには、身体障害者手帳を所持し、障害名(部位)と希望する装具とが関連(下肢障害には下肢装具など)し、かつ補装具の使用が有効であることが条件となります。



補装具の品目と基準額及び耐用年数などは国が定めています。

前記のように申請の窓口は市町村の福祉事務所です。申請を受けた市町村は一部の装具を除き都道府県(政令指定都市)の更生相談所という所に判定を依頼します。更生相談所は障害の程度や身体機能、それに使用目的などの面から補装具の適正などについての判定を行い、その結果を市町村に伝え、市町村はそれに基づいて申請者に交付決定通知を出します。

更生相談所の判定を受ける方法は、①更生相談所にご本人が来所する方法、②更生相談所が各地域を巡回するときに所定の場所で判定を受ける方法(巡回相談・・・外出が困難な場合は家庭訪問もあり)、③予め医療機関で医学的意見書と見積書(指定業者作成)を作成して書類を福祉事務所に提出して書類だけで判定を受ける方法(書類判定)があります。例えば、神奈川県リハビリテーション病院で車イスを作成する場合は書類判定(文書判定)の方法をとっています。尚、都道府県によっては、判定の方法などが異なりますのでご注意下さい。費用負担額は世帯(同居の家族)の所得税額により定めております。

3. 車イスの支給制度と優先順位

車イスの支給制度は複数あります。第三者行為による自動車事故により受傷した場合は、任意保険に対して損害賠償の一環として車イスの費用の請求が可能です。労災被災者に対しては、労災年金受給決定後に労働福祉事業として車イスが支給されます。厚生年金では、障害及び老齢厚生年金受給者に対して車イスが支給されます。尚、介護保険法では、車イスはレンタルの福祉用具とされています。

車イスの支給制度の優先順位は、原則、自動車任意保険→労災保険→厚生年金・介護保険→身体障害者福祉法になります。ただし、自動車任意保険の位置づけは厳密ではなく、厚生年金と介護保険の優先関係についての情報はまだありません。

4. 平成12年4月からの制度の変更点について

①基準外交付判定が都道府県(政令指定都市)の役割となる

前記したように補装具については、国が品目と額の基準を設けていますが、身体或いは社会的な理由により、基準以外の補装具が必要になる場合があります。これまでは、基準外補装具については、厚生省までの審査が必要でした。そのた

め基準外申請では、交付決定通知が出るまでに1年以上かかることがあり、申請者からは苦情がよく出されていました。

4月からは、基準外交付の判断の権限が国から都道府県に委譲されました。これまでより審査期間が短縮されると思います。

②介護保険施行による影響

平成12年4月より介護保険が施行され、身体障害者福祉法による補装具給付事業にも影響が出ております。

身体障害者福祉法の補装具制度より介護保険が優先されることになり、介護保険適用者は、車イス・電動車イス・歩行器・杖などの福祉用具については、介護保険でレンタルを受けることとなります。尚、レンタルの車イスなどは数種類のタイプが用意されています。

ヘルパー等の介護保険サービスの活用を考えていない方でも、車イスを利用するためには要介護認定を受けることが必要となります。ただし、頸髄損傷などにより身体的な状態から、レンタルによる車イス等では対応が困難な場合は、これまでと同様に身体障害者福祉法の補装具制度が継続して利用できます。

尚、身体障害者福祉法による日常生活用具給付事業についても、介護保険の福祉用具レンタル(一部給付)が優先されます。

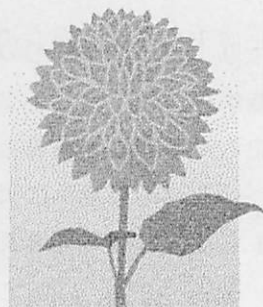
③車イスなどの耐用年数の変更

平成12年4月より、車イス・電動車イス、歩行器の耐用年数が変更になりました。車イスは4年から5年、電動車イスは5年から6年になっております。耐用年数が繰り上げられた品目は、介護保険の品目と一致しております。また、市町村からは、耐用年数イコール更新(新規作成)ではなく、耐用年数が過ぎても修理対応が可能な場合は修理を優先するようという意向が、以前より明確に示されてきております。これも介護保険による福祉予算上の影響でしょうか？

5. 知っておきたいワンポイントアドバイス

①申請はまとめて！

車イスと下肢装具・杖など複数の補装具を申請する場合は、同時に行いましょう。身体障害者福祉法では、受益者負担を世帯の所得税額により定めておりますが、月額負担という考え方であるため、同一月内であれば、一つでも二つ



でも負担額は同じです。

日常生活用具も同様の考え方です。ただし補装具と日常生活用具は、別扱いとなりますのでご注意ください。

②申請月に注意しよう！

身体障害者福祉法では、所得税額により受益者負担額を決めていると記しましたが、所得税額の確定時期の影響から、5月以前は前々年度、7月以降は前年度の所得税額により負担額を決めております。受傷により収入に影響が出た方や、収入額に大きな変動がある方で、この時期に申請を予定している方は留意が必要です。

③高額な車イスの申請について

最近、本体が30万円近い高額な車イスを利用される方が増えてきております。車イス本体の基準額は、身体障害者福祉法の補装具では約11万円であり、労災制度、厚生年金制度も同じ基準を使っているため、身体障害者福祉法、労災制度、厚生年金制度とも基準額を越える部分は全額自費扱いになることをご承知下さい。

事務局より

○日常生活用具支給は施設利用者には措置されている関係上、適用されません。タクシー券も、トーキングエイドやパソコン補助も使えないのはこれらが日常生活用具となっているからです。

○基準外交付を利用すると、たとえ外国製の高価で特殊な電動車いすでも、それ以外の電動車いすが使えないなら、自己負担なしで交付されます。実際に入手された方の話では「他の車いすは使えない。どうしてもこの車いすが必要だ」と相手を納得させる十分な根拠が必要とのことでした。皆さんも一度挑戦してみてください。

障害者 福祉施設 実習にも新しい風

丹沢レジデンシャルホーム
利用者 赤坂尚道

神奈川県社会福祉協議会が主体となり、身体障害者療護施設、丹沢レジデンシャルホームの藤村和静総合施設長が編集委員長となって神奈川県介護福祉士実習マニュアル編集委員会によって編集された「介護福祉専門職の施設実習マニュアル」副題、「障害福祉施設から学ぶ、」が、中央法規出版株式会社から平成一二年五月一日に出版されました。委員長の他に委員として参画したのは学識経験者三名、施設関係者五名と施設サービス利用者一名です。施設関係者と利用者、いわゆる実習の現場サイドの委員の比率が高いこと、そして当事者として障害者自身が含まれていることが特徴です。これは療護施設が実習生を受け入れるに際しても、新しい風が吹き始めたことを意味する画期的なことです。

この委員会に参加した一障害者として、マニュアルの抜粋を交えながら、経過を報告します。



「利用にあたり」

本文に入る前に、ここで、このマニュアルの基本的態度を述べています。

介護福祉における専門教育の目標は、現場において、的確な判断力を備え、利用者ニーズにこたえる事であり、その専門性は、高い水準が求められています。

国は社会福祉基礎構造改革で、介護専門職の養成に関して、人材養成・確保の観点から、次のような指摘をしています。「人材養成にあたっては、福祉サービスに必要な専門的な知識や技術だけでなく、権利擁護に関する高い知識を持ち、豊かな感性を備えて人の心を理解し、意志疎通を上手く行い、相手から信頼される人の育成を目標にする必要がある」と主張しております。よって、これからの介護サービスでは、「権利擁護」「感性」「信頼」「保険・医療との連携」がキーワードとなっていくものと思われます。

この実習マニュアルは介護サービスの基本を「生活に特別な困難をもつすべての人々への支援」と「介護こそ権利保障の最前線」ととらえています。そして、

全編にわたってサービス利用者の視点で編集しております。従って、介護実習のみならず、養成校の教材として、また福祉施設職員の現任訓練(OJT)のテキストとして、幅広く活用されることを期待して作り上げました。

第I章 マニュアルの構成と使用方法

前項の要求を受けて、それらを実現していくための実習の重要性から説き始めています。

その実現には学内の授業だけでなく、実習を通した訓練の場面がどうしても必要です。この実習の効果をより高めていくために実習生には一生懸命に、そしてひたむきに努力すること、養成校・教員には責任と自信をもって学生を送り出すこと、実習施設・実習指導者には実習は福祉人材の育成の一部であることとして、それぞれの役割と期待を明らかにしております。

実習生の受け入れは、施設利用者に直接影響を与える重要な問題です。この問題が利用者を素通りして決められていては、利用者中心の施設運営とは言えません。実習マニュアルにも同じ事が言えます。実際に介護を受けるのは利用者です。利用者の立場から介護実習のあり方を問うという姿勢が「実習マニュアル」には必要ではないか、そう言ったことから、本マニュアルの編集、作成には障害者自身が参加し、当事者の立場で実習生に期待することを続けています。

もう一つは、介護技術を介護福祉の概念や理念から捉えなおすために、「障害の構造」と「生の構造」から説き起こし「生活を支え、人生を援助する技術」と位置づけております。食事や入浴の動作に対する介助だけでは、介護の技術を習得したことにはなりません。介護は福祉的な対人援助技術ですから、利用者と一緒に、その人生を作り出していく姿勢の大切さを説いています。

第II章 実習関係者の役割と指導内容

実際の実習場面について、準備段階から、オリエンテーションに始まって、最後の評価に至るまでの道筋と課題が具体的に解説されています。

第III章 施設と利用者の理解とその援助の特徴

身体障害者療護施設、重症心身障害児施設、救護施設の三種の施設について、1. 施設の概要、2. 利用者の理解、3. 施設(援助)の特徴、4. 利用者の障害、5. 「生活支援」の捉え方と学んで欲しい点、の五項目にわたって説明しています。

第IV章介護実習の意義と障害児・者福祉の基礎知識

第I章から第三章にかけて学んできたことを踏まえて、実習に入る前段の基礎知識として、以下の十二の項目にわたり、補足説明と再確認を行っています。

01. 実習生は障害児・者施設での実習を希望し、実習課題をもっていますか
02. 介護実習とは介助技術の習得の場と考えていませんか
03. 「自己責任に委ねることが適当でない事象」の考え方が理解できますか
04. 「全人間的な交流」の意味するものが理解できますか
05. 障害児・者福祉の理念、思想に基づいた「正しい障害者観」をもっていますか
06. 「障害」に関する知識をもっていますか
07. 「障害児・者」を理解していますか
08. 自分自身を知っていますか
09. 最近の福祉システム改革からキーワードを学んで下さい
10. 実習場面でのサービス利用者とはどのような存在ですか
11. 人権擁護の重要性を理解していますか
12. 利用者の安全確保を最優先に考えていますか

以上の項目について、それぞれの理解度を測るためのチェック欄を設け、そのすべてをクリアした後に、実習に臨む構成になっております。

第V章具体的な実習場面での指導内容と記録

ここでは三大介護の、食事、入浴、排泄場面での指導内容を実習レベルごとに、観察指導、実技指導のポイントを交えながら詳しく解説しています。

また、実習の締めである日誌の書き方と、その指導方法にも触れております。

以上で「介護福祉専門職の施設実習マニュアル」の概略を紹介いたしました。



続いて、当事者としての編集委員会における発言を振り返ってみます。

世の中すべからく、本音と建て前があります。身体障害者療護施設の利用者と

しても、実習生を受け入れるに当たって、その両面が働きます。

先ず、建前からお話ししてみます。

社会福祉に関する教育の現状は老人福祉がメインであって、障害者福祉ははるかに立ち後れている、と聞き及んでおります。私たち障害者にとっては残念なことです。ただ残念と言って、腕をこまねいていても何の進歩も期待できません。これから福祉の世界に飛び込んでくる、若い人達に会えるのはまたとないチャンスです。身体障害者療護施設と、障害者を理解し、関心を高めて貰うためにも、積極的に実習に協力していく必要がある、と考えております。

次に本音の部分を打ち明けてみます。実習生が入ると、日常生活のペースを乱されます。人には誰にも多かれ少なかれあることだと思っておりますが、始めての人に会うとストレスを感じます。例え実習生と雖も同じです。先ずそれに慣れなければなりません。

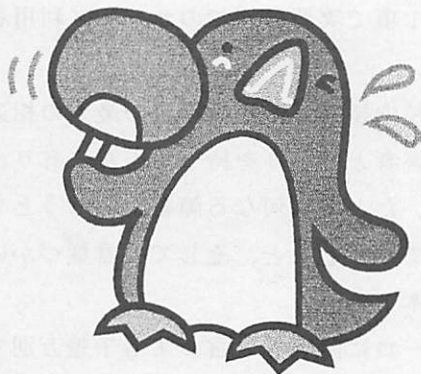
医務課の実習では、看護の場面も見学します。お尻にある褥瘡の処置も見せません。入浴介助もあります。何も知らない人に、そんなところを見られて何も感じなかったり、喜びを感じる人は殆ど居ないでしょう。

実際の介助にも当たります。起床や就寝介助の着替えから、ベッドから車椅子へのトランスファー、洗面介助、食事介助、と一通り実際に経験します。指導に当たる職員から、手順や細かな注意事項の説明を受けながらですから容易なことではありません。慣れた職員が一人でやるのと比べると、三倍、五倍の時間が掛かってしまいます。

仕方のないことだと思いつつも、利用者の心は波立ちますし、職員の能率も落ちます。指導に当たる職員のストレスも大変なものだと思います。

限られた職員のなかの中堅以上の一人が、実習期間中、実習生と行動を共にし、指導に当たります。加えて、日誌をチェックし、評価をすることは大変な時間と労力を要します。その影響が利用者や、他の職員に及んでこないとは言いきれません。このような事情から、利用者にとって、実習生の受け入れは余り歓迎できることではないのです。

結論を言いますと、本音をなだめて、建前と折り合いをつけながら、少しでも実習の成果が上がるように、初期の目的



が達せられるように、と協力して居るのが実状です。

このような実感を持つ利用者側から、過去に出版されたこのマニュアルに相当するような書籍の幾つかに目を通して、まず、気になることは、我々利用者を、施設に行けば当然利用できる教材か、実験動物くらいにしか位置づけられていないところです。実習施設の付属物としてです。ですから実習に際しても、利用者に対する記述に、対象をよく観察し、分析する、といったようような一方的な言葉が頻繁に出てきます。障害者を人格を持った人間として尊重する態度に欠けると言わざるを得ません。

丹沢レジデンシャルホームでは、実習受け入れ施設の指定を受けた時点で、施設側から利用者の自治会に対し、その旨連絡があり、協力の要請がありました。その時の協議で、個人的には協力を拒否できること、ケアプラン作成に際しては、そのモデルになる利用者の了解を得ること、そしてプランが完成した時点で、正確を期するためと、プライバシーの保護を目的に利用者のチェックを受けた後、外部に提出すること、等の取り決めがなされ、現在実行されております。ですから、実際に居室に入るときも、その都度、同行の職員から「実習生も一緒によろしいですか」と断り、了解を得た後入室します。

このような施設と利用者、いわゆる現場サイドの取り組みや思いが、はたして教育の側に伝わっているのか疑問を感じてしまいます。



次に、私(障害者)自身が執筆した部分のマニュアル、第IV章、第4節「サービス利用者の被介護体験からの発言」の内容に触れてみたいと思います。

1項で実習場面でのサービス利用者とはどんな存在か、について書いております。

校内授業と、施設実習の最大の相違点は、言うまでもないことですが、直接、障害者と関わりを持つか否かに有ります。殆どの利用者は、実習生より年長者です。たとえ如何なる障害があろうとも、人生の先輩として礼儀を弁え、敬意をもって接すること、そして、言葉づかいに「相手を尊重する姿勢」が窺えることが基本です

一口に障害者と言っても千差万別です。障害の種類や程度、受傷時期、生まれ

や生育環境などの生活歴の違いによって、障害の受け止め方はそれぞれ異なります。だからこそ、障害者を集団として接するのではなく、一人ひとり個別に接することが大切です。この個別処遇の重要性を理解した上で、お互いの信頼関係を築く事が、介護サービスにおいても欠かせない要件になります。

信頼関係を築くには、先ずコミュニケーションが大切です。確かに相手の現在ある姿を理解するためには、その人の過去の歴史と、現在置かれている環境を知ることは欠かせません。然し、質問するにも節度が必要です。

基本的には、自分について説明したくないことは、相手にも聞かない態度が必要でしょう。相手に聞いた事柄は、自分についても進んで話すくらいの配慮が欲しいと思います。情報のギブ アンド テイクです。特に家族関係の質問は慎重を要します。結婚していない人に「お子さんは」とか、離婚してしまった人に「奥さんは」等ときいたら最悪です。人にはそれぞれ事情があるものです。

利用者は介助を受けるベテランですし、個人の障害に関しては誰よりも詳しい存在です。

少なくとも自分の障害に関する知識や経験では、学生の遠く及ぶところではありません。系統立てて、論理的には教えてくれないかも知れませんが、例え断片的なデータでも、総合的に組立直す努力さえ惜しまなければ、貴重な情報が得られます。謙虚さを忘れずに、積極的に利用者から学ぶ姿勢を持って実習に臨めば、豊かな実りをえられます。

実習は指導教員、施設職員、利用者と学生の共同作業であり、利用者は実習場面での最大の協力者であると位置づけないと、実習の実態とかけ離れてしまいますし、効果も上がりません。

2項では 人権擁護の重要性を説いています。

障害者は「同年齢の市民と同等の基本的権利を持つ」と言いますが、生活や判断などさまざまな能力に大きな差があります。人は時として、それは意識する、しない、は別として、「よかれ」と思って「相手の希望や気持ち」を考えずに発言し、行動することがあります。常に「相手の希望や気持ち」を意識して、その自然な成り行きに理性で歯止めを掛けるのが人権擁護の思想です。

人それぞれ、相手を許容できる幅に差があります。狭すぎると管理の行き過ぎになってしまいますし、広すぎても秩序が保てなくなります。個人によって価値



観に差があるように、施設によってそれぞれ基本理念があり、それを基本としてこの幅が決まって来るとも言えます。自己流の解釈によって勝手にこの幅を決めて行動してはなりません。

実習生によっては、他の施設で既に実習を経験してくる場合があります。その場合には往々にして、前の実習の経験を持ち込もうとします。気持ちを切り替えてかからないと失敗します。

介護者と利用者の関係を、支援する側と支援される側として捉えると、支援する側が優れている、若しくは勝っていなければならない、と言う錯覚にとらわれがちです。そこに支援する側が、支援される側を規制したり、支配する構図が生まれ易くなるのです。

人は感情の動物と言われ、気の持ちよう次第とも言われます。例え正しい事であっても、相手に喜んで受け入れられるとは限りません。場合によっては正論ほど始末の悪いものはありません。例えば喫煙者に「煙草は体に悪いから、止めた方がいいですよ。」と言うようなことです。喫煙者は止めたいとも思わないか、止めたくても止められないかのどちらかです。体に悪いことは十分承知の上です。

人間の弱さと言うことでしょうか、どうしても楽な方に流れます。悪い習慣は、「判っちゃ居るけど止められない」場合が殆どです。

この辺の呼吸が、使命感に燃えた若い人達には理解できません。TPOを弁えて、引くときは引くことの大切さに気がついて欲しいものです。

介護を職業として選択した場合は、サービス利用者は介護を受ける権利を有し、介護職員は介護をする義務を負う関係になります。「知らないからね、」とか、「やって上げないよ、」と言う言葉はプロとして使えなくなります。たとえ実習生でも同じであり、ボランティアではないのです。

基本的には、一般社会で許されないことや集団生活の秩序を乱さない限り、利用者のしたいことを妨げてはならないし、されたくないことをしてはならないのです。その上で、したいこと(希望)をいかに実現させるか、して欲しいこと(気持ち)をいかに支援するか、が課題です。

この問題に関連して、バリアフリーと言うことにも触れてみたいと思います。とかくバリアと言いますと建物の構造や道路の段差など、設備面に偏りがちであるように感じます。いわばハードの面です。ハードに対してソフトの面に人の問題があります。心のバリアとも言えます。

ソフトにも二面があります。一方が健常者側にある差別意識や偏見がこれに当

たります。他の一方は、問題にされる事は少ないのですが、障害者自身の心の中に存在するバリアです。社会から受ける疎外感に伴う諦めや無気力、自己規制などです。外部のハードやソフトのバリアの高さに呼応して、知らず知らずのうちに築き上げたものです。この心のバリアを少しずつでもはずす手助けをして、利用者の意欲を高め、したいことを増やしていくことは、心のリハビリテーションであると思います。人権擁護をより積極的に一歩進めた、人権復活、人権拡張とも言えます。

最後に3項で利用者の安全確保を最優先にする事を訴えております。

入浴、排泄や食事などすべての介護を始める前に必要なこと。それは、その介助の内容を相手に説明し、相手が了解したのを確認してから行動に移るという基本です。相手はその説明や合図によって体勢を整えたり、心の準備をします。不意をつかれますと痙攣を起こしたり、パニックに陥ったり、思わぬ危険を招きます。

車椅子は身体障害者にとって、最も重要な移動手段です。体勢の保持が困難な人は、不安定な状態になっても自力では修復できないばかりか、放置すれば益々悪化していくのが普通で、その結果は転落、転倒につながってしまいます。個人の障害の状態によって、体幹ベルトをはじめとしてクッション等、様々な体勢保持のための補助用品があります。それらが適正に使用されているか、必ずチェックして下さい。

車椅子で移動の介助中に起きやすく、かつ介助者が気付きにくいのが、振動やその他の原因によって、ステップから足が落ちている場合です。後ろから見て、両膝の高さが不揃いなときは危険信号ですから、安全を確認する必要があります。

視覚障害者や杖歩行者と車椅子利用者とは危険な関係にあります。特に車椅子利用者に知的障害がある場合に、両者が接近する場面では注意を要します。声を掛けたり、誘導したりして、早めに危険を回避しなければなりません。

介護サービスの基本は、サービス利用者の安全確保が第一歩です。それは介護者に身をゆだねている障害者の切実な願いなのです。

ここまでの報告で、施設実習についても新しい風が吹き始めていることを感じて頂けたことと思います。施設利用者としてもこのような空気を感じ、実習に協力して福祉に携わる人材の育成に参加していくことは、やがては、私たちサービス利用者自身の生活をより充実したものにする道であると信じます。

「北摂に療護施設をつくる会」の紹介

友清 充子

自治会ネットワークの皆さん。はじめまして。

「北摂に療護施設をつくる会」は、1991年発足以来、9年にわたって養護施設建設に取り組んできました。構成団体は大阪府下の淀川以北、北摂と呼ばれる地域の肢体不自由者父母の会です。療護施設の整備の必要は認めるものの、その建設について公立は勿論、公設民営も考えていない、あくまで民設民営でという府の姿勢に、待っていても施設はできない、自分たちで作るしかないのではないか、という思いが高まって、「つくる会」は発足しました。

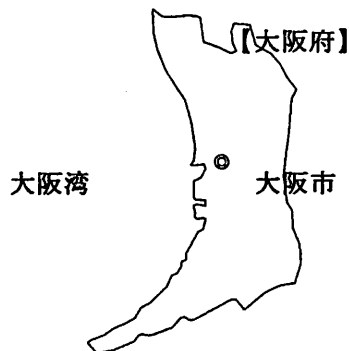
重度の肢体不自由、そして7割は知的障害など重複障害の子らの親である父母の会会員にとって、何より心配なことは、親が倒れたら子どもはどうなるのかということです。重度重複障害者も受け入れることの出来る生活施設を身近に欲しい、という要望は切実でした。

親が介護できなくなったら…というところから出発した私たちですが、いろいろな議論を積み重ねる中で、普通成人した子どもは親から離れ自立してい

く、障害があってもそうであるべきではないか、ということを考えるようになりました。

自分の身体もいろいろトラブルが多くなる70代、80代になってなお子どもの介護を続ける親たち、それが生き甲斐になっている親と、親の介護に依存した生活から脱皮できない障害者、これは普通の親子関係ではありません。長い親子密着関係が、子どもの自立を妨げ、また親も子ども以外に生き甲斐のない、イヤ考えられないようになってしまう。

そうではない生き方、親も子も自立した生き方ができるように、その第一歩を踏み出す場所としての施設、私たちはそう考えるようになりました。まず「親からの自立」そして希望すれば施設がバックアップしながら「施設か



らの自立」も果たせるようにして行きたいと思っています。

たくさんの施設見学を行い、多方面からの参加を頂いて建設趣意書「わたしたちのつくる施設」をつくりました。運営は「つくる会」の思いをしっかりと受け止め、この趣意書の理念を実現させていくために、新規に法人をつくる道を選びました。この運動をあたたかく見守り、支援してきて下さった皆様、「つくる会」「父母の会」の代表、障害者本人も入り法人発起人会ができました。また趣意書に賛同し、「つくる会」の思いを深く理解して下さっている施設長も決まりました。

建物については、敷地面積や資金面での限界もあるなかで、全室個室など貧しい国基準枠を越えるものを作りたいと精一杯頑張っています。また運営面でも職員配置基準を始め制度上の制約がたくさんあり、重度重複障害者を多数受け入れることは、大変なことですが、目指してきたもの、この会のテーマである「どんなに障害が重くても、安心と生きがいのある豊かな暮らしを」実現していくために、努力してい

きたいと思っています。開所後、「つくる会」とその賛助会を後援会組織に発展させ、施設を守り次の事業展開への支援を続けていけるようにできたらいいと考えています。

2度に亘る請願によって、大阪府下ではほとんど例のない府有地の貸与を実現させ、現在は2002年4月の開所に向けて、自己資金づくりの目標2億5千万円の達成を何としてもやりきるために全力をあげて取り組みを進めているところです。これまで1億5千万円を作ってきました。街頭募金を始め、物品販売、イベント、模擬店出店(昨年度は114回出店しました。)賛助会員の拡大や募金箱の設置など出来ることはなんでもやってきましたし、いろんな団体や個人への寄付の訴えも積極的に行ってきました。残り1億円を一日も早くやり遂げるために、今まで以上に幅広く支援を訴えて行くことが今の課題です。

希望に燃えて、新しい療護施設の開設を目前にしている「北摂に療護施設をつくる会」に、どうか皆様方のあたたかいご支援をよろしくお願い申し上げます。

「つくる会」の更に詳しい情報は以下のHPをご覧ください。事務局

<http://www.sun-inet.or.jp/~oshtomo/index.htm>

2000, Feb, 26 Yomiuri NewsPaper

都監督の障害者施設 オンブズマン導入

弁護士などで運営評価

「体罰」契機、4月から

全国の心身障害者施設で体罰などの問題が続発していることを受け、東京都は来年度から、都が監督するすべての施設に対して、外部の第三者によるサービス評価制度を導入する。弁護士などのオンブズマンを派遣して内容を四段階で評価するもので、全国で初の試み。

結果はインターネットで公表する方針で、閉鎖性が指摘される障害者施設の運営環境にくさびを打ち込む施策となりそうだ。四月一日から実施する。

入所者の苦情相談も

心身障害者施設を舞台にした体罰問題は一九九八年十一月、東京都文京区内の施設で、通所者の口にテープを張るなどの体罰や国などが支払う措置費の過大請求が発覚。徳島県では昨年九月、女性入寮者が両手におきゅうをされて、やけどを負うなど、施設内部での問題が全国各地で相次いでいた。

都が補助金を出して監督する心身障害者施設は計百二十二か所で、入所者は約七千人。このうち九割を民間の社会福祉法人が占め、都が他県内の法人に補助金を出して都民を受け入れてもらっている施設は五十五か所に

及ぶ。都が最近行った施設の自己申告に基づく調査では、「入所者が茶わんを投げたので、頭をたたいた」

「興奮を抑えるため羽交い締めにした」などの事例が十六施設で見つかった。

サービス評価制度の導入は、閉鎖的になりがちな運営状態を明らかにして、施ノ側の意識改革を図るのが狙い。

厚生省も評価基準に関する委員会を設置して検討を進めている。

都の審査基準は「体罰を行う職員はいるか」「私物の収納スペースがあるか」

「テレビ、新聞、雑誌は自由に利用できるか」――など日常生活や人権擁護に関する七十三項目で、Aラン

クからDランクまで四段階で評価する。

これまでは都福祉局が各施設の検査を行ってきたが、統一的な基準がなく、指導・検査の結果にもばらつきが生じていた。また他県の施設の場合、数年に一回しか検査ができないなど「体罰」契機、4月からの問題もあった。

オンブズマンは各施設が委嘱し、都が「施設と利害関係がない」などの点をチェックして承認する弁護士や民生委員などの専門家で、三～五人で構成するグループで施設を訪問し、評価を行う。また、同時に入所者の苦情相談をじかに受け付ける。評価の結果は年一回、

都に報告され、都が開設するインターネットのホームページで公表する方針だ。必要に応じて施設の改善指導も行う。

都福祉局では「施設ごとの客観的な評価が都民に公開されることで、体罰などの問題もなくなるのでは」と話している。

コンビニのデリバリー・サービス

コンビニ a m / p m ではデリス便と名付けて、忙しくて手が離せない方、高齢者などに代わって商品を自宅や職場に届けるサービスをしています。ただし、全店舗ではありません。

カタログから

1. まずメニューで商品を選びます。
扱っている商品ならメニューにない商品でもご相談ください。
2. 電話でご注文ください。商品番号と数量をお知らせください。
予約注文も受け付けております。
3. 代金はお支払い時にお支払いください。
利用料1回200円(消費税別途)

メニューにはお弁当・おにぎり・サンドイッチ・お総菜・調味料・カップ麺・レトルト食品・インスタントコーヒー・ドリンク・お菓子・乳製品・生活雑貨などが載っています。ただし、デリス便を実施してない店もありますので、メニュー共々以下にお問い合わせください。

Tel. 03-5211-3670 Fax. 03-5211-3594

ホームページアドレス <http://www.ampm.co.jp>

第五回 「療護施設と人権」 シンポジウム&全国交流集会 報 告

第五回「施設と人権」シンポ実行委員会事務局

今回初めて大阪で開催された第五回「療護施設と人権」シンポジウム&全国交流集会は、過去最高の327名の参加者を得て、成功裏に終了することができました。ここに、本集会の成功にご協力を頂いた施設利用者、職員、講師、シンポジスト、スタッフの方々、また大阪府、大阪市に感謝致します。

本集会は、社会福祉基礎構造改革等、障害者施設を取りまく状況が変化している中、それらの動きに対して、石渡和実さんの記念講演、4つの分科会、二日目の全体会を通じてしっかりと論議し、当事者側からの声を集会アピールできっちりと社会に発信をしました。二日目の全体討論の場では、利用者から施設の厳しい現状とともに力強い意見も出されました。

施設全国シンポは、これまで東京三回、四国松山で一回行われましたが、過去4回の参加者に加えて、新たに北は北海道から鹿児島県まで全国から沢山集まりました。参加者は、介助者の分まで含めれば何万円もの費用の捻出、介助者の確保、交通手段の予約等々、かなり前から準備して集会に参加されました。本集会に寄せる利用者の期待の大きさと共に、施設利用者自身の活動が力強く活性化し、広がってきている事を示しているのではないのでしょうか。

また、施設職員の参加も多く、職員と利用者が一緒に参加されるケースや施設から研修目的の参加も多くありました。施設長も元施設長を含めると5名の参加がありました。大阪府下の施設でも参加はできなかったものの、多くの施設長さんにカンパや賛同人記載に快く同意して頂くことができました。本集会が、沢山の施設から認知されてきているように思われます。

準備は、大阪の「自立生活センター・まいど」、「ライフ・ネットワーク」、
「障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議(障大連)」が実行委員会事務局を構成し、自治会ネット、全国療護施設生活調査委員会と連携しながら行われました。資料集の編集では、「人権ガイドラインを展望する第三集」と別冊資料集を各集会内容と関連づけながら編集を行いました。特に、分科会資料では各施設の先進的な事例を詳細に掲載し、今後施設で実践していく際の参考にできる内容になったのではないかと思います。また、当日のスタッフとしては、ライフ・ネットワークの介助者会員をはじめ、ライフが中心にシンポにむけて介助者の募集・研修を行うなどの準備を行ってきました。そして、障大連に参加する多くの障害者団体や自治労、童夢KANSAIの協力を得て、送迎・介助や受付、写真撮影、書籍販売等、スタッフ参加だけで約50名の仲間が結集し、大阪における施設利用者と地域団体との連携を作ってくることができたのではないかと思います。

本集会での結論は、とにかく施設利用者自身が声を出していくこと。自分のニーズに沿った支援・制度を施設・地域に作っていくことです。本集会で得た仲間のつながりをさらに強め、共に未来を作っていこうではありませんか。

【9月9日記念講演の石渡和実講師】



療護施設と人権シンポ資料集

お待ち「人権ガイドラインを展望する第3集」

● 事務局

「療護施設と人権」シンポで配布した資料集（「人権ガイドラインを展望する第3集」と別冊資料集）を参加されなかった方のためにおわけいたします。

今号の「療護施設と人権シンポ報告」にもありますように、第3章「全国各地の活動」では各施設のユニークな事例を33例（166頁）にわたり詳細に掲載しており、皆様の施設での取り組みに貴重な資料になるものと自負しております。

● 頒 価

当日配布「資料集」と併せて2500円+送料

● 申 込

事務局まで。振込用紙を同封いたします。

● 内 容

第1章 第4回「療護施設と人権」シンポ&全国交流集会の記録 56頁

- ・特別講演「湯上がり美人が出来るまで」滝野澤直子
- ・研究報告「療護施設・グループホーム・一人暮らしー脳性マヒ者の3つの生活」をめぐって
- ・シンポジウム「公的介護保険の療護施設のあり方を展望する」

第2章 記念講演（25頁）

「社会福祉基礎構造改革など入所施設を取り巻く状況とオンブズマン制度のあり方やエンパワーメントに向けた取り組みについて」

講師 石渡和実

第3章 全国各地の活動（166頁）

第一分科会「施設の生活を豊かにしていこう」

神奈川県 湘南希望の郷入居者自治会「せせらぎ」（「住人が求める介護基準」）／東京都 多摩更生園（個別援助計画作成にむけた課題）／宮城

県 杏友園(運営目標、利用者の状況、事業概要、ケア計画表等) / 奈良
県 菅原園(改築問題、利用者の施設からの通学) / 香川県 たまも園入
所者自治会「青空」(改築問題他) / 札幌山の手リハビリセンター利用者
自治会「がんばる会」の活動 / 神奈川県 丹沢レジデンシャルホーム(Q
OL委員会、グループ活動、「蛍の会」) / 長崎県立コロニー(「茶話
会」他) / 山梨県 麦の家の取り組み / 大分県 騰々舎(事業費予算決定
への利用者の参加) / 鳥取県立施設の民間移管反対運動 / その他の取り組
み(アンケート回答から)

第二分科会「どんどん外に出ていこう」

神奈川県 丹沢レジデンシャルホーム(移送サービスによる外出) / 宮城
県 杏友園(「ドンドン街へ出よう」) / 長崎県立コロニー(リフトバスの
貸し出し他) / 香川県 たまも園(CIL・高松の介助派遣システムの利
用他) / 札幌山の手リハビリセンター / 職員ボランティアによる外出(大
阪の施設) / 大阪 千里みおつくしの杜(レクリエーションクラブ) / 大
阪 ライフ・ネットワークの外出支援活動 / 有償介助団体の事例(CIL
高松、丹沢レジデンシャルホーム等) /
外出拡大にむけたその他の取り組み(アンケート回答から)

第三分科会「地域サービスの利用を進めよう」

大阪 南部障害者解放センター・自立ホーム / グループホーム・「ほんわ
か」(施設から地域へ移行して) / 自立生活センター・ナビ(自立生活セ
ンターとは) / 兵庫県 青葉園(重度障害者の地域活動の拠点) / ピアネ
ット香川、自立生活センター・高松 / 宮城県 杏友園(「ときめきハウ
ス」、虹のかけ橋協議会) / 札幌「いちご会」の福祉ホーム / その他の地
域資源の利用(アンケート回答から)

第四分科会「施設利用者の権利を確立しよう」～ガイドラインとオンブズマン
東京を中心にした権利擁護と施設改革をめぐる動き(伊藤勲氏) / 大阪市
の施設ガイドライン策定について(松端克文氏) / 福祉オンブズ香川(施

設の情報公開結果報告他) / 湘南希望の郷におけるオンブズマン導入後の
当事者評価 / 宮城県 杏友園 (苦情受け付け「ふれあいの日」の実施) /
大阪自彊館・エフオール (ボランティアによる苦情解決システム) / ひよ
うご施設ネットワーク事業概要 (施設オンブズマン) / 大阪「海の会」
(ろう重複障害者の自立生活を)

第4章 施設調査 (26頁)

- ・「社会福祉法体制下の身体障害者療護施設」・・・杉本章
- ・「身体障害者とその介助者に関する調査報告書」・・・本名靖



【9月9日分科会でのスナップ】

第5回「療護施設と人権シンポ」集会アピール

利用者のニーズが施設を変える！ 利用者と援助者の新時代を築き上げよう！

第5回「療護施設と人権」シンポ・全国交流集会に参加された皆さん！

全国各地の施設で「人間としての尊厳」が認められた暮らしとそれを支える援助活動の体現を求め続けて苦悶されている多くの仲間・関係者の皆さん！

私たちは生まれも育ちも違う一個人であり、本来「何処で、誰と、どんな生活をしたいのか」についても、一人ひとりが異なった夢や希望や目的（ニーズ）をもった存在です。しかしながら、施設という隔離された密室では、これまでの自分をしかたなく捨てて、施設の規則に当てはまるよう自分を作り替えて生きてきました。確かに、これまでもさかんに個別支援が重要だと言われてきました。しかしこれも、施設の中で用意された限られたサービスからの選択であり、用意されていないサービスを求めることは「わがまま」でしかありませんでした。

また、今回の基礎構造改革で、施設に苦情処理制度やサービス評価基準による第三者評価制度が導入されます。とはいっても、本質均にはどのように利用者を処遇するか、苦情をどのように処理するかであり、運営する側にとって良い評価が得られる施設をめざすことに主眼がおかれているといわざるをえません。このままでは、21世紀を迎えても「業界のサービス競争」が盛況になっても、利用者が切実に求める「利用者主体の援助体制への抜本的改革」は先送りされてしまいかねません。

しかし、平成15年を見据えると、施設の役割をこれまでのような施設内での集団処遇から社会参加支援へ大きく転換させるチャンスが到来したことも事実です。利用者がどれだけ自分自身のニーズを実現できているかでサービス評価する

ことを基本にし、「利用者主体の暮らし」の実現に向けた抜本的改革を、他人まかせでなく自らの手で実現していくことが求められています。

今こそ、「一人ひとりの社会参加支援」を新しい価値観とする施設を利用者と援助者の協力で作りあげようではありませんか。そのために、利用者は、自分がどのような暮らしをもとめているのかのニーズを地域生活移行・家庭復帰や就学・就労も含めて、はっきり表明していきましょう。

また、職員は、それを実現するために、利用者を無力化させるのではなく、利用者一人ひとりか持つ自立する力、問題を解決する力を信頼し、いろいろな資源を利用する力を養うための援助方法と援助体制を自らの課題として構築しましょう。

療護施設の非人間的暮らしに終止符を打とう！ 私たちの求める人権ガイドラインを完成させよう！

2000年9月10日 第5回「療護施設と人権」シンポ参加者一同

療護施設自治会全国ネットワーク機関誌『あした』No 28

編集者：『療護施設自治会全国ネットワーク』事務局

連絡先：〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-1-7

東京都清瀬療護 大島由子 気付

TEL. 0424-93-3235 (施設) FAX. 0424-93-3234 (施設)

E-mail kiyose@din.or.jp (施設)

郵便振替：

『療護施設自治会全国ネットワーク』00180-0-715838

発行所

東京都世田谷区砦6の26の21
障害者団体定期刊行物協会
定価100円

療護施設自治会全国ネットワーク